

令和元年 1 2 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 8 5 号

令和元年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 8 6 号

令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 7 号

令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 8 号

令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 9 号

令和元年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 0 号

令和元年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 9 1 号

令和元年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 7 議案については、別途説明につき説明省略

議案第92号

射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

(説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、同法により創設された会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第1条 趣旨

第2条 給与の種類

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬

第4条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当

第5条 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償及び旅費

第6条 パートタイム会計年度任用職員の報酬等の特例

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料等

第8条 フルタイム会計年度任用職員の旅費

第9条 支給

第10条 委任

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第 9 3 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うもの。

1 改正内容及び関係条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、一般職の非常勤職員として、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、次のとおり規定の整備を行うもの。

区分	条例名	内容
第1条関係	公益的法人等への射水市職員の派遣等に関する条例	地方公務員法の一部改正に伴う条例中の引用条項について改正するもの。
第2条関係	射水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	人事行政の運営の状況の報告対象となる職員に、フルタイムの会計年度任用職員を追加するもの。
第3条関係	射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	会計年度任用職員の休職期間に係る規定を追加するもの。
第4条関係	射水市職員の育児休業等に関する条例	育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給及び号給調整の規定から会計年度任用職員を除外するとともに、その他規定の整備を行うもの。
第5条関係	射水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務上の災害に対する補償基礎額の規定にフルタイムの会計年度任用職員に係る規定を追加するもの。
第6条関係	射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	地方自治法の一部改正に伴う条例中の引用条項について改正するもの。
第7条関係	射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	企業職員のうち会計年度任用職員の給与に係る規定を追加するもの。

備考 「会計年度任用職員」とは、1会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職を占める職員をいう。

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第94号

射水市立認定こども園条例の制定について

(説明)

小学校就学前の子どもに対し、一貫した教育及び保育を提供するとともに、地域の子育て家庭の支援を図ることを目的として、認定こども園を設置するため、新たに条例を制定するもの(公の施設の設置及び管理=地方自治法第244条の2第1項)。

1 規定内容

第1条 設置

第2条 定義

第3条 名称、位置及び認定こども園を構成する施設

第4条 事業

第5条 利用者負担額等の納付

第6条 職員

第7条 委任

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第95号

射水市小杉社会福社会館条例の全部改正について

(説明)

小杉社会福社会館の改修・改築工事及び生涯学習センターの廃止に伴い、新たに「いみず市民交流プラザ」を設置するため、「射水市小杉社会福社会館条例(平成17年射水市条例第124号)」を全部改正するもの。

1 規定内容

第1条 設置

第2条 名称及び位置

第3条 職員

第4条 開館時間

第5条 休館日

第6条 使用の許可

第7条 使用の不許可

第8条 使用の許可の取消し等

第9条 使用料

第10条 使用料の減免

第11条 使用料の還付

第12条 使用者の責務

第13条 権利譲渡等の禁止

第14条 原状回復の義務

第15条 損害賠償

第16条 指定管理者による管理

第17条 指定管理者が行う業務の範囲

第18条 指定管理者が行う管理の基準

第19条 利用料金

第20条 委任

2 施行期日

令和2年2月12日

議案第96号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説明)

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員の給与等について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

令和元年度の公民較差の解消

ア 給料(第1条関係)

民間給料との較差を解消するため、全ての給料表の給料月額を引上げ(平均0.1%。若年層に重点を置いて引上げ)

イ 住居手当(第2条関係)

手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、及び手当額の上限を1,000円引き上げる。ただし、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間の経過措置を講ずる。

区 分	支給額 (100円未満切捨て)
月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃額 - 16,000円
月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を支払っている職員	(家賃額 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円
月額61,000円以上の家賃を支払っている職員	28,000円

ウ 勤勉手当(第1条及び第2条関係)

一般職員(特定管理職員)の当該手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.925月 (1.125月)	0.975月 (1.175月)	1.9月 (2.3月)
令和2年度以降	0.95月 (1.15月)	0.95月 (1.15月)	1.9月 (2.3月)

エ 期末手当(第3条から第6条まで関係)

議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長の当該手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.675月	1.725月	3.4月
令和2年度以降	1.7月	1.7月	3.4月

2 関連条例

射水市職員の給与に関する条例

射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 施行期日等

施行期日

条例公布の日。ただし、令和2年度以降の住居手当及び期末・勤勉手当に関する規定については、令和2年4月1日

適用期日

ア 令和元年度の公民較差の解消に係る給料表の改定 平成31年4月1日

イ 令和元年度の期末・勤勉手当に関する規定 令和元年12月1日

議案第97号

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(説明)

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)(以下「法律等」という。)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

法律等の改正により災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、報告等を求めることができるようになったことに伴い、当該報告等に係る規定を整備するもの。

災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金に関する規定については、法律等の規定を引用しており、法律等の改正により当該引用条項が繰り下げ等されたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第98号

射水市生涯学習センター条例の廃止について

(説明)

生涯学習センターの生涯学習及び交流機能をいみず市民交流プラザに移転することに伴い、令和2年3月31日をもって廃止するため、条例を廃止するもの。

施行期日

令和2年4月1日

議案第99号

射水市立歌の森小学校大規模改造第 期(建築主体)工事請負契約について

(説明)

令和元年11月19日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校大規模改造第 期(建築主体)工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項(別表第3)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条)。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	359,700,000円 (うち消費税等 32,700,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	高田建設・佳栄建設射水市立歌の 森小学校大規模改造第 期(建築 主体)工事共同企業体 代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実 構成員 射水市七美中野205番地 株式会社佳栄建設 代表取締役 小関 佳誉子	契約締結の日 ~ 令和2年3月31日

議案第100号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市新湊中央文化会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市新湊中央文化会館	公益財団法人 射水市文化振興財団 射水市三日曾根3番23号 理事長 八嶋 祐太郎

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市文化振興財団は、昭和56年に設立(前身の財団法人新湊市中央文化会館)され、優れた芸術文化公演事業を多彩に開催し、住民主体の芸術文化活動を育成・支援し、射水市の芸術文化の振興を図り、もって個性と魅力あふれる地域文化の創造と心豊かな人づくりに寄与することを目的に活動している団体である。
過去の実績	射水市新湊中央文化会館 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで 射水市小杉文化ホール 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで 射水市中央公民館 平成20年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館 平成21年4月1日から令和4年3月31日まで 射水市陶房「匠の里」 平成21年4月1日から令和4年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の使用許可に関する業務

施設の利用料金の徴収に関する業務

地域の文化振興に寄与する事業を実施する業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに充実した舞台設備を生かした事業計画及び稼働率向上に向けた取組が提案されるなど、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第101号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市小杉文化ホールの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉文化ホール	公益財団法人 射水市文化振興財団 射水市三日曾根3番23号 理事長 八嶋 祐太郎

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市文化振興財団は、昭和56年に設立(前身の財団法人新湊市中央文化会館)され、優れた芸術文化公演事業を多彩に開催し、住民主体の芸術文化活動を育成・支援し、射水市の芸術文化の振興を図り、もって個性と魅力あふれる地域文化の創造と心豊かな人づくりに寄与することを目的に活動している団体である。
過去の実績	射水市新湊中央文化会館 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで 射水市小杉文化ホール 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで 射水市中央公民館 平成20年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館 平成21年4月1日から令和4年3月31日まで 射水市陶房「匠の里」 平成21年4月1日から令和4年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の使用許可に関する業務

施設の利用料金の徴収に関する業務

地域の文化振興に寄与する事業を実施する業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに音楽専用ホールを生かした事業計画及び稼働率向上に向けた取組が提案されるなど、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第102号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市大島絵本館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市大島絵本館	公益財団法人 射水市絵本文化振興財団 射水市鳥取50番地 理事長 泉 洋

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市絵本文化振興財団は、平成6年に設立され、絵本文化・芸術等の振興及び児童の健全な育成に関する事業を行い、もって創造性豊かで潤いのある市民生活の実現と地域社会の発展に寄与することを目的に活動している団体である。
過去の実績	射水市大島絵本館 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の使用許可に関する業務

施設の利用料金の徴収に関する業務

地域の文化振興に寄与する事業を実施する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに全国の絵本関係施設と連携した取組について評価することができ、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第103号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市小杉展示館及び射水市竹内源造記念館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉展示館	小杉まちづくり協議会 射水市戸破2289番地
射水市竹内源造記念館	会長 永森 直人

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	小杉まちづくり協議会は、小杉地区にある有形無形の歴史的・文化的地域資源を活用し、地域のにぎわい創出に関する事業を行い、活気ある地域づくりと愛着を感じられるまちづくりに寄与することを目的に活動している団体である。
過去の実績	射水市小杉展示館及び射水市竹内源造記念館 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

5 指定管理の内容

- 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 施設の使用許可に関する業務
- 施設の利用料金の徴収に関する業務
- 地域の文化振興に寄与する事業を実施する業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに鰻絵の普及に向けた体験事業及び旧北陸道周辺のイベントとの相乗的な事業について評価することができ、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第104号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市いきいき長寿館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市いきいき長寿館	株式会社 技研サービス 岐阜県岐阜市宇佐南三丁目6番20号 代表取締役 棚橋 泰之

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 技研サービスは、建物・設備の維持管理、各種警備業務、受付・案内業務、給食調理業務その他公共施設等各種施設の管理運営等に係る事業を営むことを目的として設立された。
過去の実績	指定管理者としての実績は6府県62物件に及び、福祉施設、公園、体育施設等幅広く対応しており、主なものとして、次に掲げる施設がある。 ア 射水市新湊交流会館 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで イ 南砺市福光福祉の家「光龍館」 平成27年4月1日から令和5年3月31日まで ウ 岐阜県各務原公園 平成17年9月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、本制度を初めて導入する施設であることを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務
施設の使用許可に関する業務
施設の利用料金の徴収に関する業務

- 6 指定管理者の選定理由

利用者の増加に向けた提案を評価したこと及び安定した人的管理能力を有していると判断した。

議案第105号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市ふれあい農園の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市ふれあい農園	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、スポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与するため、平成19年に設立された。 自主事業として、健康増進教室、パークゴルフ大会等のイベント、サークル活動及びAED講習会を開催する等、地域スポーツの振興に寄与している。
過去の実績	射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

- 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 施設の使用許可に関する業務
- 施設の利用料金の徴収に関する業務
- その他施設の管理に関して必要と認める業務

6 指定管理者の選定理由

団体の経営状況に問題がなく、経理的基礎も有しており、指定管理料の範囲において、健全な運営が確保されると判断した。

議案第106号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市営住宅等の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅及び共同施設	株式会社 ホクタテ 富山市中野新町一丁目2番10号 代表取締役 滝野 弘二

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 ホクタテは、昭和38年12月に、会社法人「北陸建物管理株式会社」(昭和59年2月より現社名)として設立され、総合ビルメンテナンスを核に、警備、通信等の業務を行っている。 現在は、高岡市営住宅、富山県営駐車場等の公の施設の指定管理業務及び民間住宅の維持管理運営業務等を行うなど、多くの実績がある。
過去の実績	射水市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅及び共同施設 平成26年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

入退去等の手続に関する業務

家賃の徴収に関する業務

その他管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

当該団体は、本市営住宅等の指定管理者としての適正かつ良好な業務実績と、他自治体等での多様な用途の管理運営実績、そして高い専門性と管理運営に関する豊富なノウハウを生かし、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスの提供を適正かつ良好に行っている。また、市営住宅等の制度に対する理解は十分であり、指定管理者として公平・公正な管理運営及び多様な入居者のニーズに対し、適切な対応を行っている。

これらのことから、本市営住宅等の管理運営能力を十分有しており、指定管理者として適正であると判断した。

議案第107号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市新湊総合体育館	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブ 射水市久々湊467番地 理事長 杉浦 昇
射水市新湊テニスコート	

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブは、受益者負担の精神と自主運営に基づいた地域密着型の生涯スポーツの拠点として、多世代、多種目及び多志向なスポーツ並びに文化メニューを地域住民に提供することを目的に、平成18年に設立された。平成18年度から射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコート 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の使用許可に関する業務

施設の利用料金の徴収に関する業務

その他仕様書に記載する業務

6 指定管理者の選定理由

これまで当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第108号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市小杉総合体育センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉総合体育センター	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり 射水市黒河712番地 理事長 三上 久男

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらりは、スポーツによる地域活性化を通し、子どもから大人まで気軽にスポーツ文化を楽しめる場を提供することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市小杉総合体育センター及び射水市小杉体育館の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市小杉総合体育センター 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市小杉体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務
施設の使用許可に関する業務
施設の利用料金の徴収に関する業務
その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第109号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市小杉体育館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉体育館	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり 射水市黒河712番地 理事長 三上 久男

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらりは、スポーツによる地域活性化を通し、子どもから大人まで気軽にスポーツ文化を楽しめる場を提供することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市小杉総合体育センター及び射水市小杉体育館の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市小杉総合体育センター 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市小杉体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

- 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 施設の使用許可に関する業務
- 施設の利用料金の徴収に関する業務
- その他仕様書に記載する業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第110号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市大門総合体育館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市大門総合体育館	特定非営利活動法人 だいまんスポーツクラブ 射水市二口3142番地 理事長 西谷 清

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 だいまんスポーツクラブは、地域密着型の生涯スポーツの拠点組織として、市民が世代を超えてスポーツを楽しみ、健康づくりや地域づくりに繋げることを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大門総合体育館及び平成20年度から射水市パークゴルフ南郷の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大門総合体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市パークゴルフ南郷 平成20年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務
施設の使用許可に関する業務
施設の利用料金の徴収に関する業務
その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第111号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市大島体育館及び射水市大島弓道場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市大島体育館	特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ 射水市新開発300番地
射水市大島弓道場	理事長 島上 淳

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブは、体を動かすことの楽しさや健康づくりを通じた「仲間づくり」をきっかけに、安心して、かつ、笑顔で生活できるまちづくりに貢献することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大島体育館及び平成20年度から射水市大島弓道場の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大島体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市大島弓道場 平成20年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務
施設の使用許可に関する業務
施設の利用料金の徴収に関する業務
その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまで当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 1 1 2 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコートの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村体育館	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男
射水市下村グラウンド	
射水市下村テニスコート	

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対して、スポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の使用許可に関する業務

施設の利用料金の徴収に関する業務

その他仕様書に記載する業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市サン・ビレッジ新湊の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市サン・ビレッジ新湊	公益財団法人 射水市体育協会 射水市久々湊467番地 会長職務代行専務理事 岡部 宗光

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市体育協会は、スポーツの普及・振興に関する事業を行い、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力向上と明朗で快活な体育文化の進展に寄与することを目的に、平成6年に設立された。 平成18年度から射水市サン・ビレッジ新湊及び海竜スポーツランドの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市サン・ビレッジ新湊 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで 海竜スポーツランド 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の使用許可に関する業務

施設の利用料金の徴収に関する業務

その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第114号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市パークゴルフ南郷の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市パークゴルフ南郷	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ 射水市二口3142番地 理事長 西谷 清

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブは、地域密着型の生涯スポーツの拠点組織として、市民が世代を超えてスポーツを楽しみ、健康づくりや地域づくりに繋げることを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大門総合体育館及び平成20年度から射水市パークゴルフ南郷の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大門総合体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市パークゴルフ南郷 平成20年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務
施設の使用許可に関する業務
施設の利用料金の徴収に関する業務
その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 1 1 5 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市下村パークゴルフ場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村パークゴルフ場	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対して、スポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の使用許可に関する業務

施設の利用料金の徴収に関する業務

その他仕様書に記載する業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 1 1 6 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市下村馬事公園の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村馬事公園	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対してスポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

施設の使用許可に関する業務

その他仕様書に記載する業務

6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、海竜スポーツランドの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
海竜スポーツランド	公益財団法人 射水市体育協会 射水市久々湊467番地 会長職務代行専務理事 岡部 宗光

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市体育協会は、スポーツの普及・振興に関する事業を行い、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力向上と明朗で快活な体育文化の進展に寄与することを目的に、平成6年に設立された。 平成18年度から射水市サン・ビレッジ新湊及び海竜スポーツランドの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市サン・ビレッジ新湊 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで 海竜スポーツランド 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務
施設の使用許可に関する業務
施設の利用料金の徴収に関する業務
その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。